

静岡県立大学客員共同研究員規程

平成19年4月1日 規程第80号

改正 平成24年4月1日、平成26年4月1日、令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学における客員共同研究員の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(客員共同研究員)

第2条 学外の学術研究者との交流を図ることによって、学術研究の進展に寄与するため、本学において、専門的かつ高度の共同研究に従事しようとする者を客員共同研究員として受け入れることができる。

2 客員共同研究員は、次の者とする。

(1) 本学の教授、准教授、講師又は助教に準ずる資格を有する者

(2) 前号以外の者で、教授会、研究科委員会又は研究院委員会の議を経て学長が認めた者

(条件)

第3条 客員共同研究員は、次の各号のいずれかに該当する 場合に受け入れる。

(1) 本学の教員が、学外の学術研究者と共同研究をする場合

(2) 本学の教員が、特定の研究の発展のために、学外の学術研究者の協力を必要とする場合

(3) 前各号に準ずる場合

(申請)

第4条 共同研究をしようとする本学の教員は、共同研究申請書(別記様式1)により、その所属する学部、研究科、研究院又は生活科学研究センターの長(以下「学部長等」という。)を経由して、学長に申請するものとする。

2 前項の申請があった場合、学部長等は、教授会、研究科委員会又は研究院委員会の議を経て学長に提出するものとする。

3 学長は、第1項の申請に基づき受入れを承認したときは、客員共同研究員受入許可証(別記様式2)を、学部長等を経由して申請者に送付するものとする。

(研究期間)

第5条 研究期間は、1年以内とする。ただし、必要がある場合には、延長することができる。

2 前項の延長申請は、前条を準用するものとする。

(身分の取扱い)

第6条 客員共同研究員と静岡県立大学法人との間には、身分関係は生じないものとする。

2 客員共同研究員には、給与その他の給付は支給しない。

(施設の利用)

第7条 客員共同研究員には、研究に必要な範囲内で施設、設備の利用を認めることができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日以前に、客員共同研究員として受入れられている者は、この規程により受入れを許可された客員共同研究員とみなす。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式 1

客員共同研究員申請書

年 月 日

静岡県立大学長 様

(申請者所属学部等・職・氏名) 印

(所属学部長等氏名) 印

下記の者を本学の客員共同研究員として受入をしていただきたく、申請しますので許可下さるよう お願いします。

記

ふりがな 氏名		性別	男・女
		生年月日	年 月 日
現住所			
新住所			
所属機関及び職名			
最終学歴			
研究歴及び 職歴の概要			
共同研究の内容			
研究期間	年 月 日 年 月 日	受入れ 研究室名	

- 注) 1 新住所(予定)は、客員共同研究員となった後の住所を記入すること。
2 研究業績目録を添付すること。

別記様式 2

客員共同研究員受入許可書

年 月 日

様

静岡県立大学長

年 月 日付けで申請のあった客員共同研究員の受入については、下記のとおり許可します。

記

ふりがな 氏名		性別	男・女
		生年月日	年 月 日
受入期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
受入研究室 及び教員			
研究事項			
備考			